

児童手当の支給対象等が 拡充されます

令和6年10月分(12月支払分)から児童手当制度が次のとおり一部改正されます。

主な改正内容

- ・支給対象年齢の拡大
 - ・所得制限の撤廃
 - ・第3子以降加算額の増額
 - ・第3子以降加算のカウント対象の変更
 - ・支払期月の変更
- (詳しくは下の表をご覧ください)

申請が必要な方

次の方は申請することにより、新たに(増額した)支給を受けることができます。

- ・現在児童手当を受給していない方で、高校生年代のみを養育している方、現行制度の所得上限限度額を超過したことにより児童手当の受給資格を喪失している方

- ・現在児童手当を受給しており、大学生年代(19歳に到達する年度から22歳に到達した年度末)のお子さんを含め、3人以上のお子さんを養育している方
- (大学生年代のお子さんを加算対象にできるのは、

児童手当受給者が生活費等の経済的負担をし、養育している場合のみです。)

申請方法

健康づくりセンター「プラム」へお越しください。

※公務員の方は職場で手続きしてください。

※現在児童手当を受給中の方は、大学生年代の養育者を除き制度改正に伴う手続きは不要です。

申請に必要なもの

- ・受給者の口座のわかるもの(通帳またはキャッシュカード)
- ・受給者の健康保険証

申請期限

10月31日(木)必着

※令和7年3月31日までは申請を受け付けますが、制度変更後の児童手当は遡及して支給となります。ただし、令和7年4月以降に申請した場合は、申請月の翌月分からの支給となります。申請が遅れた分の支給はできませんのでご注意ください。

申請健康こども課こども班

☎(82)3400



	現行(改正前)(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分以降)
支給対象年齢	中学校修了までの児童 (15歳に到達した年度末まで)	高校生年代までの児童 (18歳に到達した年度末まで)
所得制限	あり	なし
手当額 (第3子以降加算額)	〈3歳未満〉 ●3歳未満一律：15,000円 〈3歳から小学校修了まで〉 ●第1子、第2子：10,000円 ●第3子以降：15,000円 〈中学生〉 ●中学生：10,000円	〈3歳未満〉 ●第1子、第2子：15,000円 ●第3子以降：30,000円 〈3歳から高校生年代まで〉 ●第1子、第2子：10,000円 ●第3子以降：30,000円
第3子以降加算のカウント対象	18歳に到達した年度末(高校生年代)までの子どもから数えて第3子以降	22歳に到達した年度末(大学生年代)までの子どもから数えて第3子以降(大学生年代は養育している場合のみ)
支払期月	年3回(2・6・10月)	年6回(2・4・6・8・10・12月)